知らなきゃ、損!!

健診の事後措置や治療と
仕事の両立支援の基本的なポイント

愛知産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・両立支援促進員
田口芳子

健診結果「異常あり」会社がやることは？

1. 本人に渡せば終了
2. 病院に行くように伝えれば終了
3. それ以外にも会社がやることがある

本日のゴール

- 健診後、会社ができることを知る
- 専門家の力を借りる方法がわかる

【WORD】

受診勧奨：健診結果に異常があった場合に
病院受診を促すこと

さんぽセンター：愛知産業保健総合支援センター

ちさんぽ：地域産業保健センター

本日の内容

1. 健診を“やりっぱなし”にしないために

2. 「こんな時どうする？」３つの事例

3. 病気があっても仕事を続ける両立支援

本日の内容

1. 健診を“やりっぱなし”にしないために

2. 「こんな時どうする？」３つの事例

3. 病気があっても仕事を続ける両立支援

健診で「異常」がある人の割合

%

参考：厚生労働省「令和6年定期健康診断実施結果報告（年次別）」

健診結果を放置してしまうと…

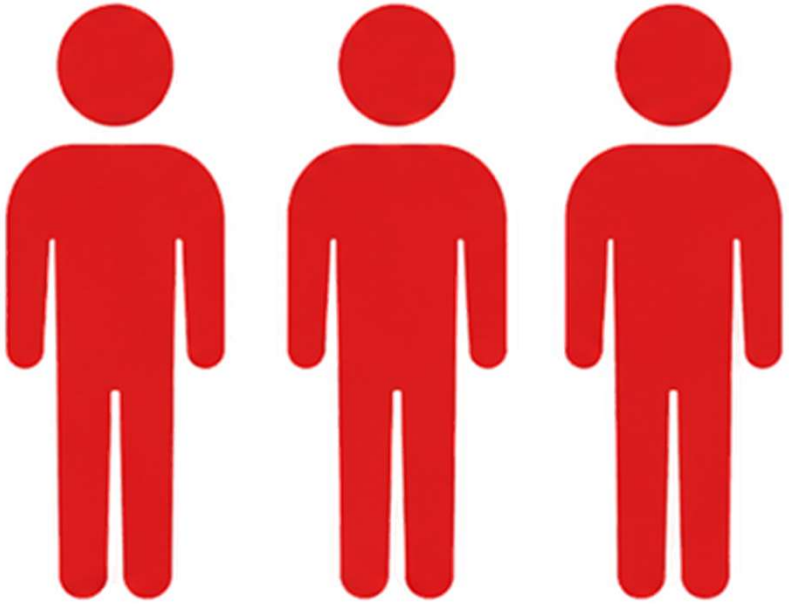

- 突然の労働力の損失
- 安全配慮義務違反

「要受診」「要精密」

＝医師からの赤信号

健康診断実施と事後措置

内容	50人未満	50人以上
労働安全衛生法第66条第1項 定期健康診断	義務	義務
労働安全衛生法第66条の4 医師の意見聴取 （所見ありの場合）		
産業医の選任	選任義務なし	義務

健診後、会社がするべき２つのこと

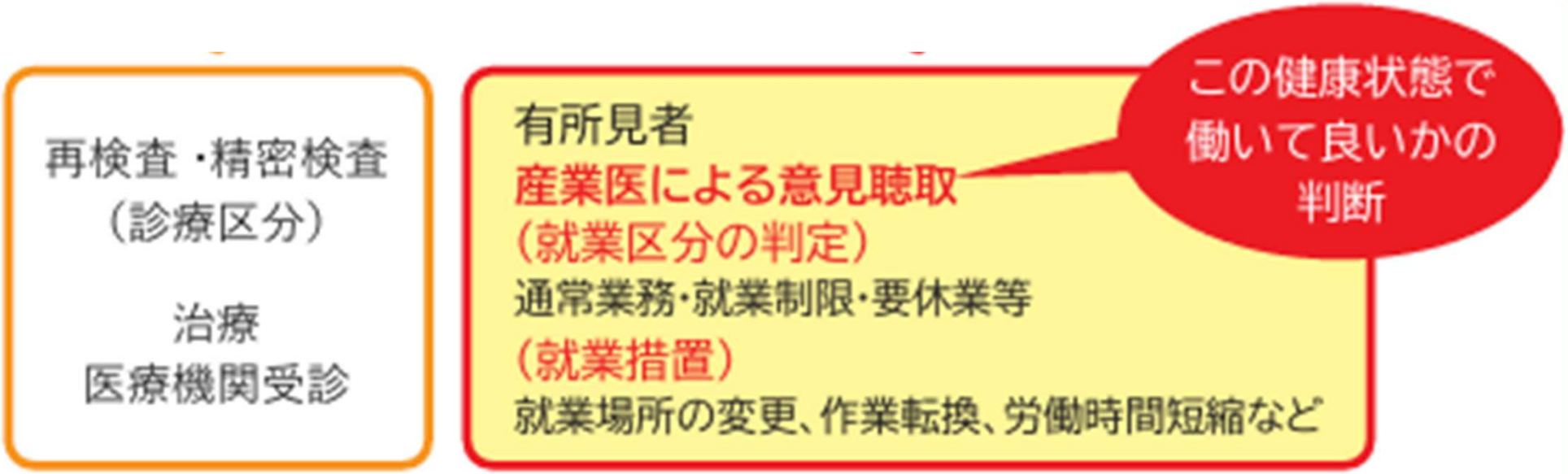

（　　）（　　）

「ちさんぽ」の活用

（地域産業保健センター）

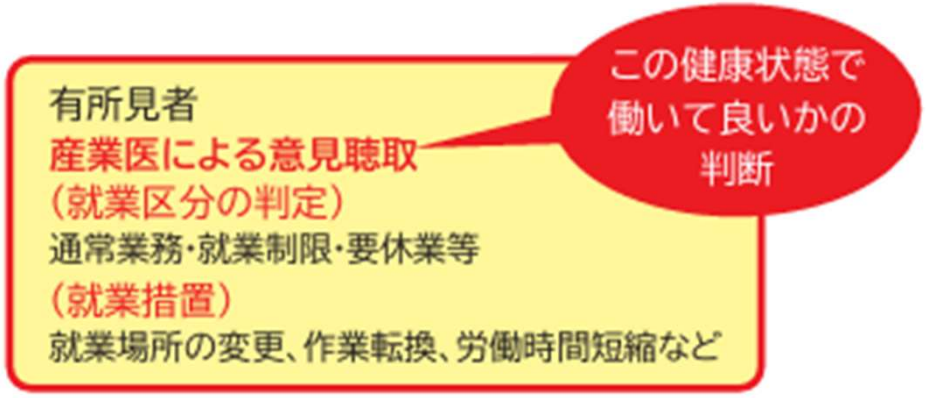

ちさんぽ：

50人未満の事業場や従業員の健康管理を支援する機関

⇩

登録産業医が設置され**無料**支援

本日の内容

1. 健診を“やりっぱなし”にしないために

2. 「こんな時どうする？」３つの事例

3. 病気があっても仕事を続ける両立支援

CASE①

医師の受診をおすすめしているのですが…
大丈夫です！忙しいので行きませんよ～
健康診断結果
要再検査・要受診
医療機関の受診を

CASE①　「もう今年はいわなくていい？」

1.　仕方がない

2.　今年も声をかける

3.　上司に報告し終了

会社の健康支援：受診勧奨

「要受診者」に声をかける

- 要受診者をリストアップする
- 声かけ（文書または電話など）記録を残す
- 受診したかフォローする

CASE②

病院には通われているのですね…
でも、このまま働いて大丈夫でしょうか？
健康診断結果
要再検査・要受診
治療の継続と就業上の配慮が必要です
病院には行っています。だから大丈夫ですよね？

CASE②　会社は何もしなくてよい？

1. 通院しているから大丈夫
2. 上司に報告し終了
3. 産業医など専門家の意見を求める

会社の健康支援：ちさんぽの活用

＊労働者数50人未満の小規模事業者対象

「ちさんぽ」に申し込む

●事業所の該当「地域窓口」検索⇒⇒⇒

●日程調整後、健診結果を窓口へ

⇒医師が健診結果を確認し就業判定

⇒必要時、保健師が事業所へ訪問指導

CASE③

前任者が異動してしまって…
誰に声をかけたのか
分からないんです…
健診結果
受診勧奨記録
医師確認
要受診者のフォローや
医師確認は
どこまで進んでいる？

CASE③　どうしたらよい？

1. 前の担当者に毎回確認する
2. 新しい担当者の経験に任せる
3. 健診の流れを見える化し、
   引き継ぎ仕組みを作る

会社の健康支援：社内体制づくり

「健診後の流れ」を見える化

- 健診結果確認（「要治療・要精密」者の抽出）
- 要受診者リストアップ（氏名・所見）
- 受診勧奨（勧奨日・内容・受診の有無）
- 医師確認リストアップ（ちさんぽ活用）

健診結果が届いたら…

①見つける：要受診・有所見者を確認

②声をかける：受診勧奨＋記録

③医師につなぐ：就業上の意見を確認

④追いかける：受診後の経過を確認

本日の内容

1. 健診を“やりっぱなし”にしないために

2. 「こんな時どうする？」３つの事例

3. 病気があっても仕事を続ける両立支援

両立支援とは…

病気の治療を続けながら、
　無理なく働けるように
会社がサポートすること。

2026年４月１日から

両立支援が「努力義務化」

愛知産業保健総合支援センター

詳しくは資料をご参照ください

健診の事後措置や両立支援、
お一人で悩まずお気軽にご相談ください！

Web検索はこちら

「あいちさんぽ」で検索

愛知産業保健総合支援センター

TEL：052-950-5375

ご清聴ありがとうございました